

学校いじめ防止等のための基本方針



信明中学校

学校いじめ防止等のための基本的な方針

松本市立信明中学校

I いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺など引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義として、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校目標に掲げる「思いやりの心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員示す。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。

(1) いじめの未然防止

- 生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる律ある学習環境づくりに心がける。
- いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。
- 生徒指導の年間指導計画にいじめ防止に関する取組を組み入れ、積極的に・計画的にいじめ防止のための活動を行う。

(2) いじめの早期発見

- いじめの兆候はいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進する可能性ある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

- いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。
- 個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場から、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学校のいじめ防止等の対策のための組織により、複数の職員で行う。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

- いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取り組みを大切にする。
- いじめ問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめの定義（いじめ防止法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことと言われる
 - ・仲間はずし、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの認知

- 個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場にたって特定の教員のみによることはなく、「学校におけるいじめ防止等のための組織」（法律 22 条に規定）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。
- いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。
 - ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
 - ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
 - ・行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分に加味したうえで対応する。
 - ・いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの背景

いじめには、様々な要因ある。主な背景としては次のような状況が挙げられる。

- 生徒相互の人間関係や教職員との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする学習環境において、十分な満足感や達成感を味わえていない。
- 異年齢の子どもと遊んだり地域の活動に参加したりする機会が減少し、直接的な人間関係が希薄になることにより、社会性や協調性が育ちにくく、また、相手を思いやる気持ちや「いじめは絶対に許されない。」といった規範意識が育ちにくい。
- 児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌がらせなどが起こりやすくなっている。
- パソコンゲームの普及により、殺したキャラクターが生き返るといったバーチャルの世界に浸る時間が多くなっていることで、質感や量感などを想像する力や相手を思いやる心情が育ちにくい状況が多くなっている。

いじめが起きた時、迅速かつ的確な支援が必要であるが、上記のような状況もいじめの要因ととらえて、未然防止の取組をすすめることが必要である。

II いじめ防止のための取組

1 学校の「いじめの防止等の対策のための組織」の位置づけ

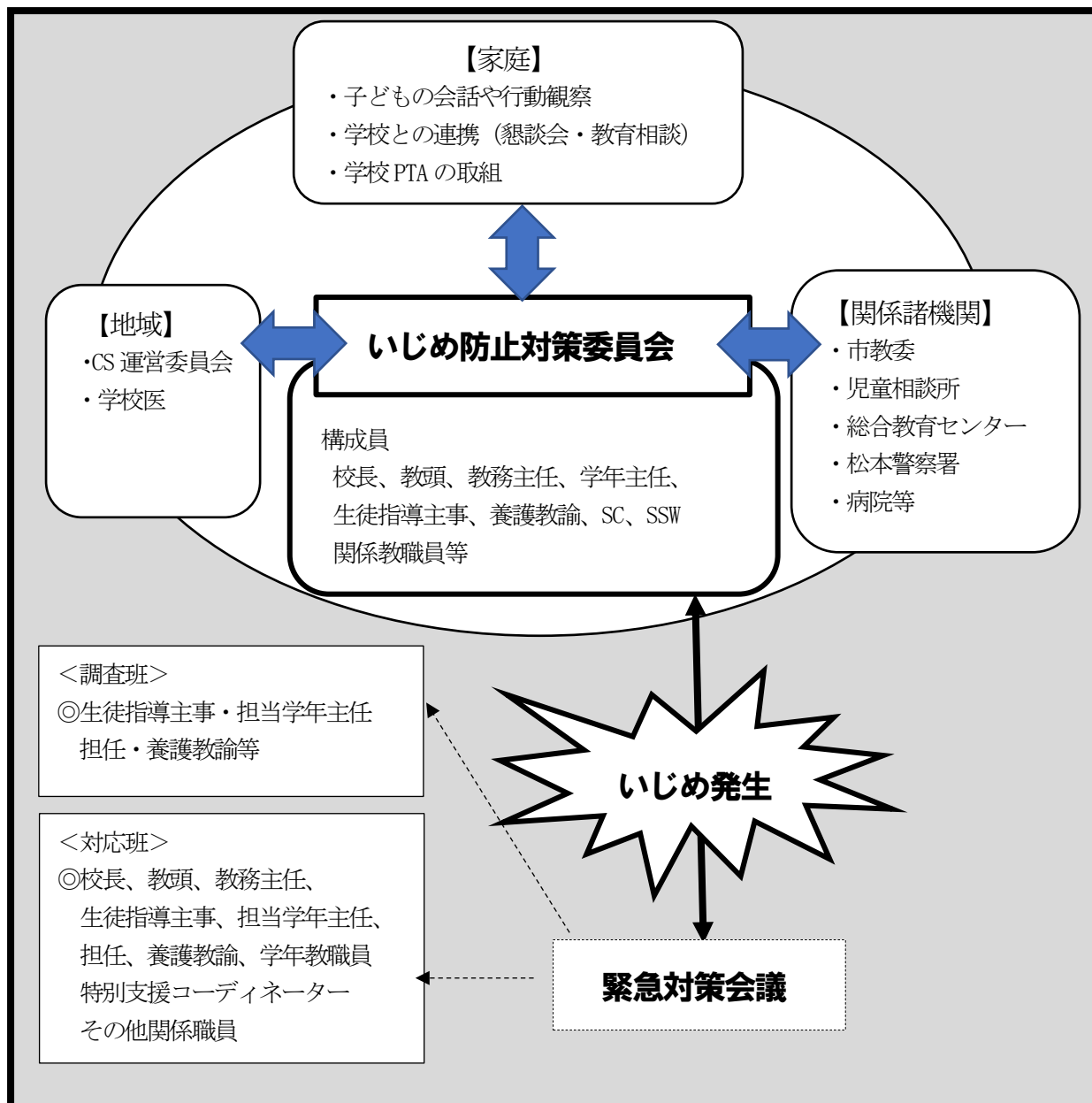
(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、SC、SSW、関係教職員等

(2) 役割

- 学校のいじめ防止等の取組計画立案と評価を行う。
- 取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- 個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し、対応を検討する。
- 情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- 必要に応じて、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者より構成する「いじめ防止等の対策のための組織」を中核にすえ、いじめ防止等の取組を実行的に行う。

(3) 組織図



2 いじめの防止等の取組に

(1) いじめの未然防止の取組

①授業づくりの観点から

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善、3観点（ねらい・めりはり・みとどけ）を重視しながら、成就感、達成感のある「わかる授業」の在り方を考え、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。

②道徳教育教育の充実

- ・毎週指導計画を立案し、実践につなげる。
- ・思いやり・友情、生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・被害者も加害者も、また保護者もいかにつらい思いをするかを「命の尊厳」と合わせて、生徒に訴える。

③人権教育の視点に立った授業

- ・人権教育の研究を推し進め、他者の思いに共感する授業、自尊感情を高める授業づくりについて研究を進める。
- ・グループ学習等の学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すため、「人権作文」、「人権強調月間」等を実施する。

④人間関係づくりの視点から

- ・信明タイムを利用し、全校 SST 等を行い生徒同士の「かかわる力」を高める。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・学級合唱、学級レクなど生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- ・掃除、給食・当番活動等の平常活動や行事を通して、お互いのよさを認め合う場を設ける。

⑤交流体験活動の授充実

- ・年1回職場体験学習を行い、自らの取組を振り返ったり、社会人の方からの評価して頂いたりすることで、自己有用感を高められるようにする。
- ・異学年交流や地域一斉清掃活動や地域出前講座をなどの地域と連携した行事を通して、地域多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

⑥研修の視点から

- ・職員研修の実施を研修計画に位置付け、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるよう、必要な啓発活動や情報モラル研修を行う。(対象：生徒、保護者、教職員)

メディアリテラシー研修 (6 月) 性の多様性講座 SOS の出し方講座 「かかわる力」 SST、SEG についての研修

⑦関係機関とのネットワークづくり

- ・随時、関係機関、警察関係機関との連絡を取り合う。

(2) いじめの早期発見について

①生徒の実態把握の視点から【アンケート調査の活用】

- ・3 ヶ月ごとに、あるいは状況に応じて「いじめアンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、生徒と相談を行ったりする。

②定期的な教育相談

- ・教育相談週間（年4回）を実施する。
- ・7 月、12 月の個別懇談会の際には、保護者、生徒から人間関係で困っていることがないか、気になることはないか聞くようにする。

③日々のコミュニケーション・生徒の観察

- ・何気ない日常における雑談、日記や生活記録を通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、個々に寄り添ったりする。
- ・保健室の対話の中で、生徒が心のうちを語る場合もある。保健室における生徒の言葉に耳を傾け、背景にある思いを受け止めるようにする。
- ・生徒の観察・見守り等を丁寧に行い、その情報を教職員間で共有する。日常の観察については、子どもの表情や行動の変化にも配慮する。

④保護者との連携

- ・校内相談窓口を設け生徒や保護者に周知する。
- ・生徒に気になることがあった場合には、遠慮せずに学校に相談するよう参観日、通信等を通して呼びかける。

⑤職員間の連絡

- ・からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめ防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。また、そのために「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。
- ・職員会・学年会ごとに、生徒に関わる情報を共有し、生徒理解に努める。
- ・不登校支援シートを活用し、欠席が多い生徒について、関係者会議を開き情報を共有する。

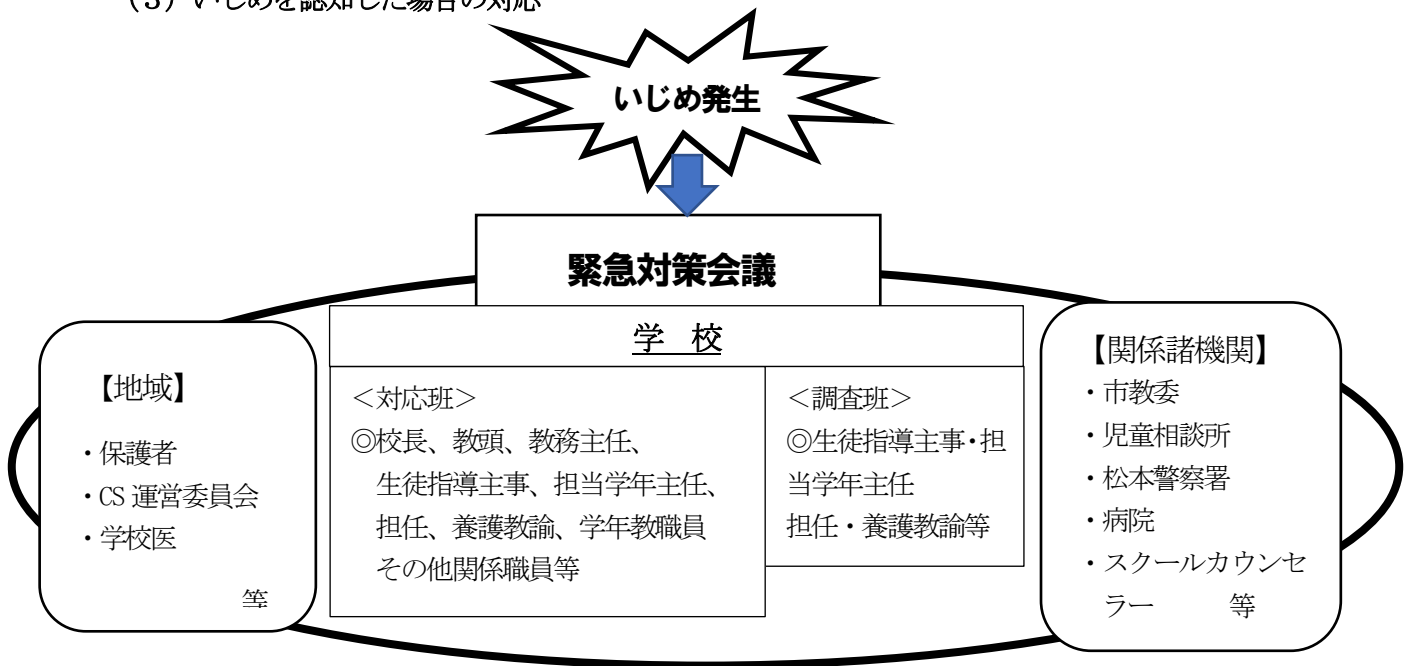
⑥相談窓口の提示

- ・保護者の相談等を必要とする場合の法律、医療、心理、福祉等の専門家と連携した対応をとる。
- ・年度当初、生徒、保護者向けに、相談機関を一覧した通信を発行する。
- ・相談機関一覧を折に触れ配布する。

⑦学校への評価

- ・年に1回、保護者にアンケートを行い、学校への意見・要望を集約する。
- ・CS 運営委員会を実施し、いじめ防止、発見、対応について評価していただくとともに、生徒の様子に関する感想、意見を集約する。

(3) いじめを認知した場合の対応



- ① いじめに係る情報を把握した場合は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、正確な事実確認を行う（「いじめ防止対策委員会」を中核に組織で対応）。また、教育委員会に報告を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、まず、いじめをやめさせる。また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。また、周囲の子供への指導・支援も行う。（第8条：学校及び学校職員の責務、第9条：保護者の責務）

- ③ 安心して教育を受けられるため必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら学習が受けられる手立てを講じる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄のサポートセンター、警察署等と連携して対処する。(令和5年度2月 文部科学省通知)
- ⑤ インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し、プロバイダなどの情報の削除を求める。また、子ども生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄の警察署に通報し、援助を求める。
- ⑥ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合があっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設置するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

いじめ防止法第28条第1項に規定する重大事態

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 ○児童等が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
- 2 いじめより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 ○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に報告、調査する。

市教育委員会が規定する事態

- 3 事案の解決に向けた対応が長期化または複雑化した案件で、関係者のみでは解決が困難であると認めるとき。

※ 上記1から3については、児童生徒、保護者、学校関係者、教育委員会など、すべてのものが主体となります。

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、「いじめの重大事態調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」
「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」に基づき、いじめられた生徒保護者
を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

① 重大事態の報告

- ・重大事案が発生した旨を、松本市教育委員会に速やかに報告する。
- ・子どもや保護者から「いじめによる重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。（令和6年8月30日文部科学省通知）

② 初期対応

- ・「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。
- ・松本市教育委員会へ報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。校内組織は、「いじめ防止対策委員会」に必要な人材を加えたものをこれに充てる。
- ・関係生徒、保護者へ迅速に連絡する。
- ・関係機関（警察・消防・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ 調査の実施

- ・因果関係の特定を急がず、アンケート調査、生徒や関係者への聞き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、かつ可能な限り網羅し明確にする。
- ・いじめられた生徒を守ることを最優先しながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問用紙調査や聴き取り調査を行う。
【いつ（いつ頃）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したのか客観的な事実】
- ・いじめを完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情を配慮した上で、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

④ 自殺背景調査における留意事項

- ・生徒の自殺という事態が起こった場合、その後自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずること目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「子どもの自殺が発起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省）
「生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会を参考する）。

⑤ 調査結果の提供及び報告

- ・上記調査は、被害生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。
- ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。※関係者の個人情報に配慮する。
- ・調査結果については、速やかに総合教育会議に報告する。その際、調査組織が調査の報告に対する所見をまとめた文章を提出し、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望した場合、それを調査結果に添えることとする。

(3) 調査の主体

- ① 教育委員会と協議の上、学校又は教育委員会が調査の主体になる。
- ② 教育委員会の判断により教育委員会の附属機関が調査をする場合がある。
- ③ 教育委員会が市長に報告した後、市長の判断により市長の附属機関が再調査をする場合がある。

いじめ対応フローチャート

